

資料編

■放置人工林調査

■用語集

■ビジョンの改訂体制

参考資料 1 放置人工林調査

個別施策のうち、特に緊急かつ重点的な取組が求められる間伐「個別施策 2 間伐の推進（緊急）」に関して、間伐が必要な森林への間伐推進方法を考える基礎資料とする、放置人工林調査について取りまとめました。

1-1 放置人工林調査の概要

1) 背景・目的

本市の森林の人工林率は約 60%であり、人工林の約 80%をスギ、ヒノキが占めています。さらに、戦後の拡大造林によって植林された 50～60 年生の森林がもっとも多くなっています。

本格的な主伐期を迎えている森林が多いにもかかわらず、伐採されないまま主伐までの育林作業（下草刈り、間伐、枝打ち等）が十分に行われていない森林が多く見受けられます。

近年の技術革新等により、2011 年（平成 23 年）の本ビジョン策定時には得られなかったデータが取得できるようになり、本市全域に対して森林情報の解析を行うことが可能となりました。

このような背景の下、早急に間伐の必要となる範囲について、本市全域にて特定することで、効率的な森林整備を行うための基礎資料とすることを目的としています。

2) 内容

間伐実態調査の内容については以下の通りです。

- 対象とする森林：地域森林計画対象の民有林
- 調査項目：① 放置人工林位置の推定
② 放置人工林を含む地番の設定

3) 使用した資料

間伐必要森林調査において使用した資料を以下に示します。

[調査で使用了資料]

項目			使用した資料
①	放置人工林位置の推定	樹種区分図 相対幹距分布図	森林資源解析成果 (森林課、2019 年(令和元年))
②	放置人工林を含む地番の設定	地番図	地番図 (資産税課、2019 年(令和元年))

1-2 調査結果

1) 放置人工林位置の推定

(1) 放置人工林の定義

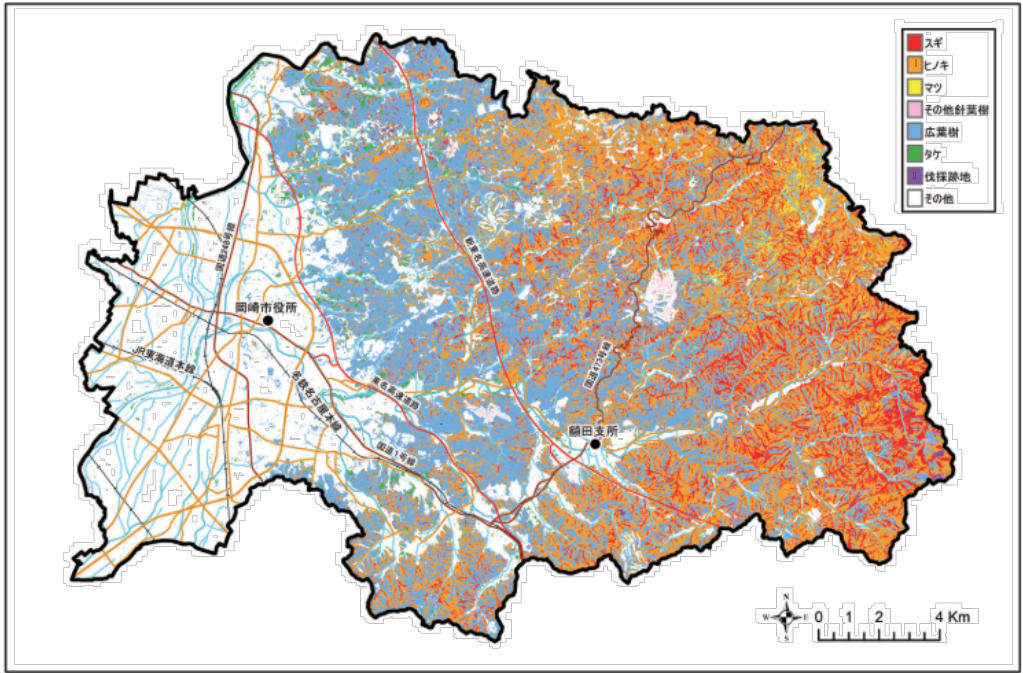
以下の表の条件を満たす森林を「放置人工林」と定義します。

[放置人工林とする条件]

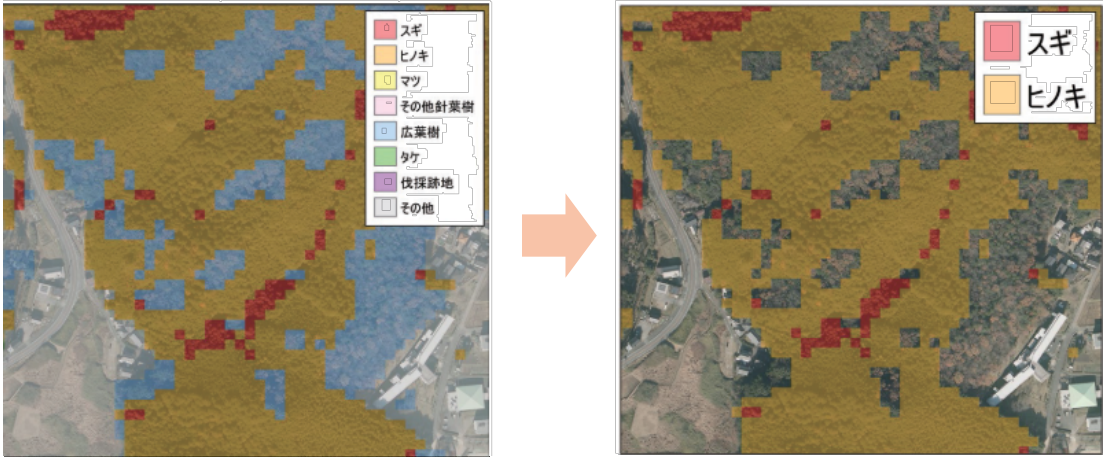
条件	項目	内容	出典	備考
i	樹種	スギ、ヒノキ	R1森林資源解析成果	人工林はスギ、ヒノキを対象とする。※マツは除く
ii	相対幹距	17%以下	R1森林資源解析成果	

(2) 放置人工林の特定方法 【条件 i 樹種】

R1 森林資源解析成果（樹種区分図）より樹種がスギ・ヒノキの森林を抽出し、スギ・ヒノキ範囲を作成します。



[樹種区分図(R1 森林資源解析成果)]

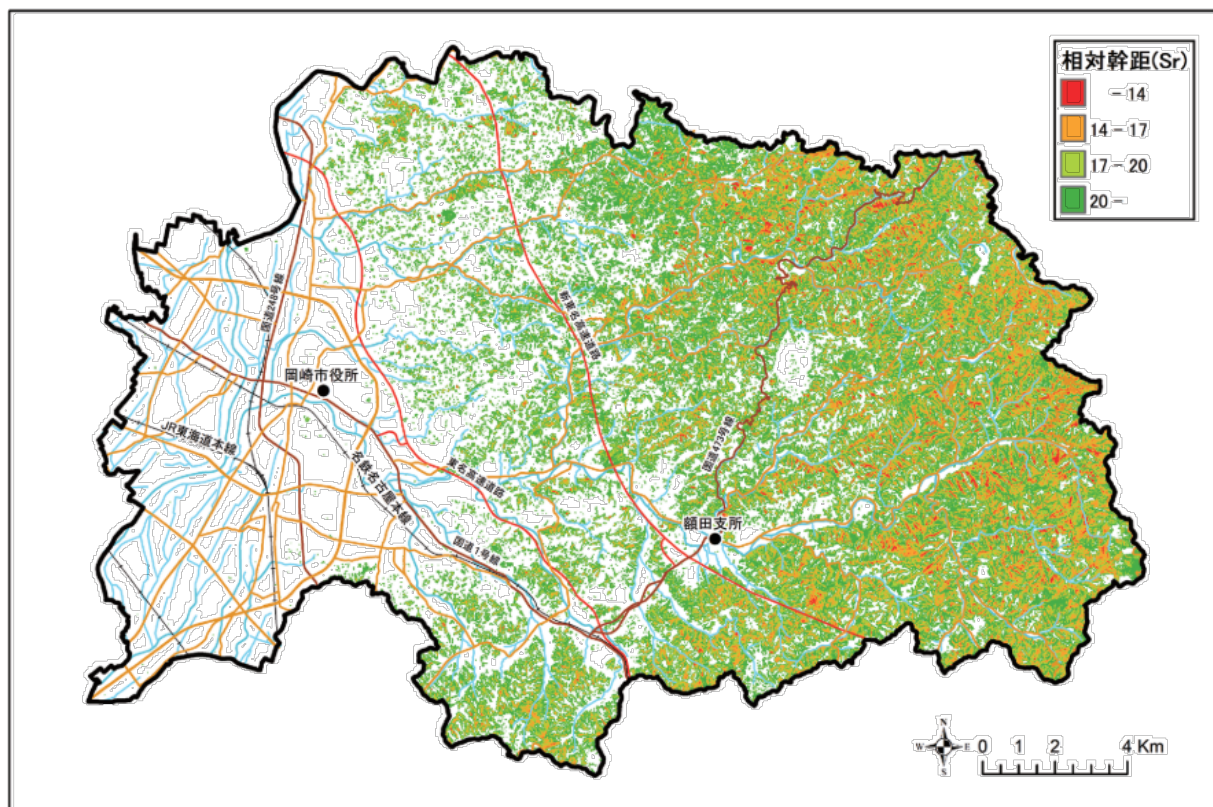


[樹種区分図 (R1 森林資源解析成果)]

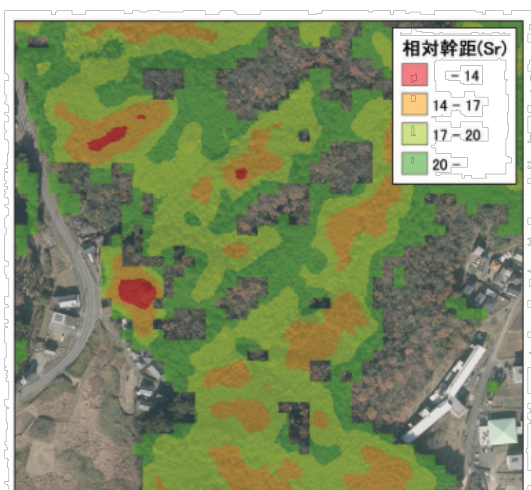
I [スギ・ヒノキ範囲]

(3) 放置人工林の特定方法 【条件 ii 相対幹距】

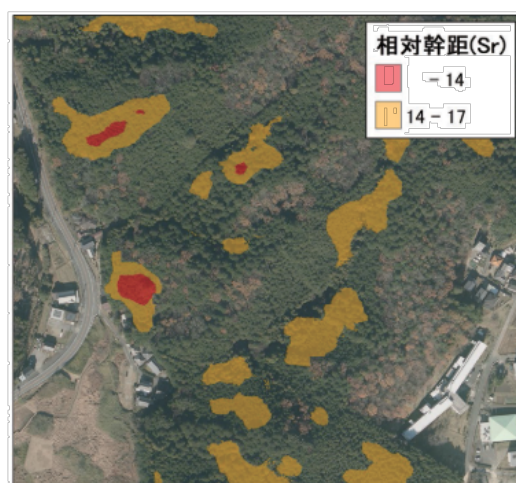
R1 森林資源解析成果より、**I** スギ・ヒノキの範囲に対して相対幹距分布図を作成します。作成した相対幹距分布図より相対幹距（以降 Sr とする）が 17 以下の森林を抽出し、 $Sr \leq 17$ の範囲を作成します。



〔相対幹距分布図 (R1 森林資源解析成果)〕



〔相対幹距分布図 (R1 森林資源解析成果)〕

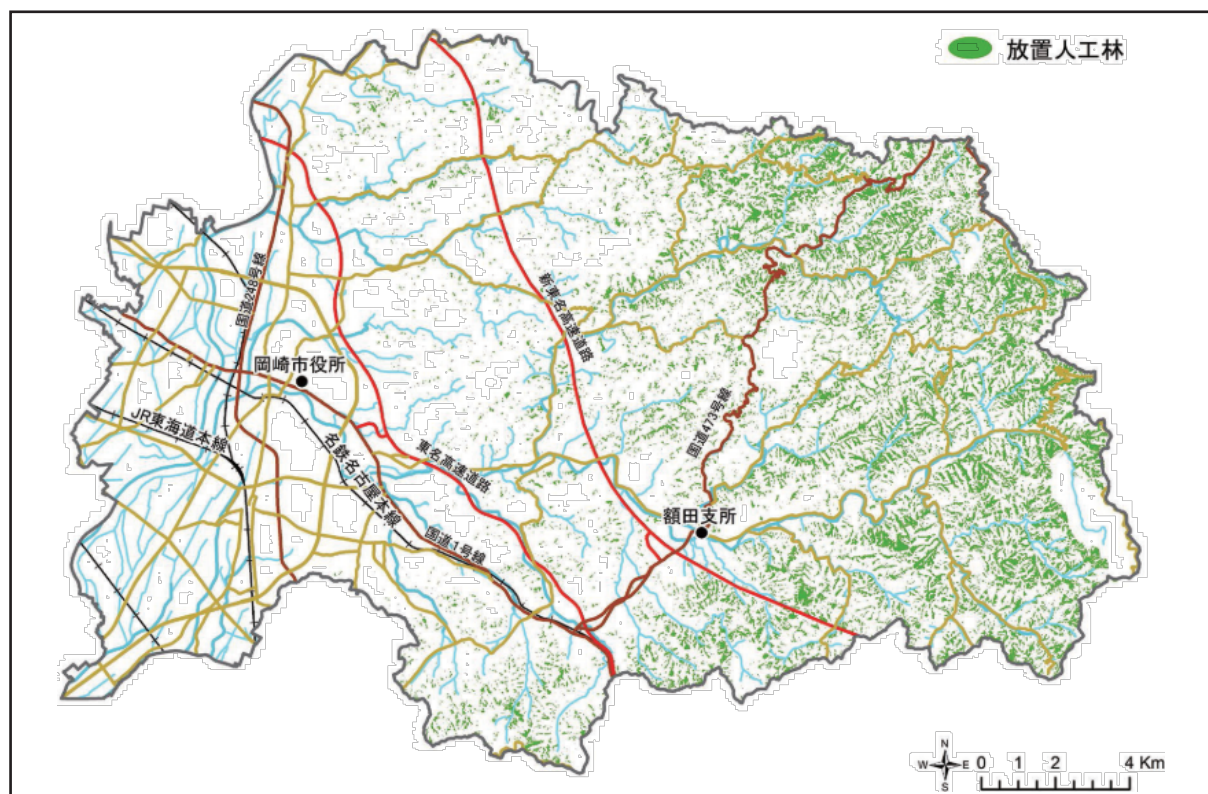


II 〔 $Sr \leq 17$ の範囲〕

資料編

(4) 放置人工林

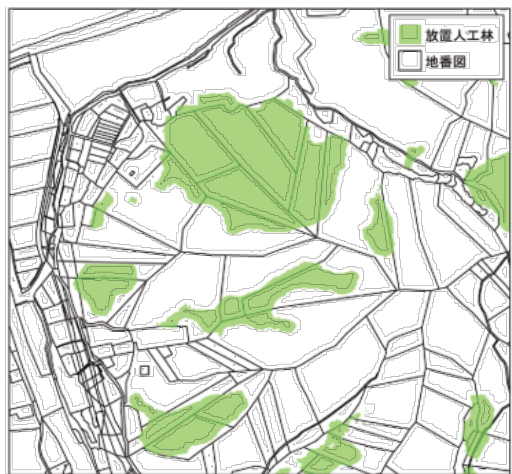
前項の通り、樹種がスギ・ヒノキかつ相対幹距が17%以下の範囲であるⅡを放置人工林範囲とします。なお、放置人工林面積について、GIS ソフトで計算した結果、3,349ha と算出されました。



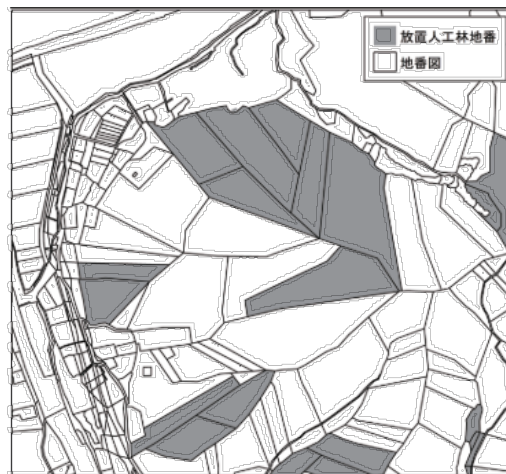
〔放置人工林分布状況〕

2) 放置人工林を含む地番の設定

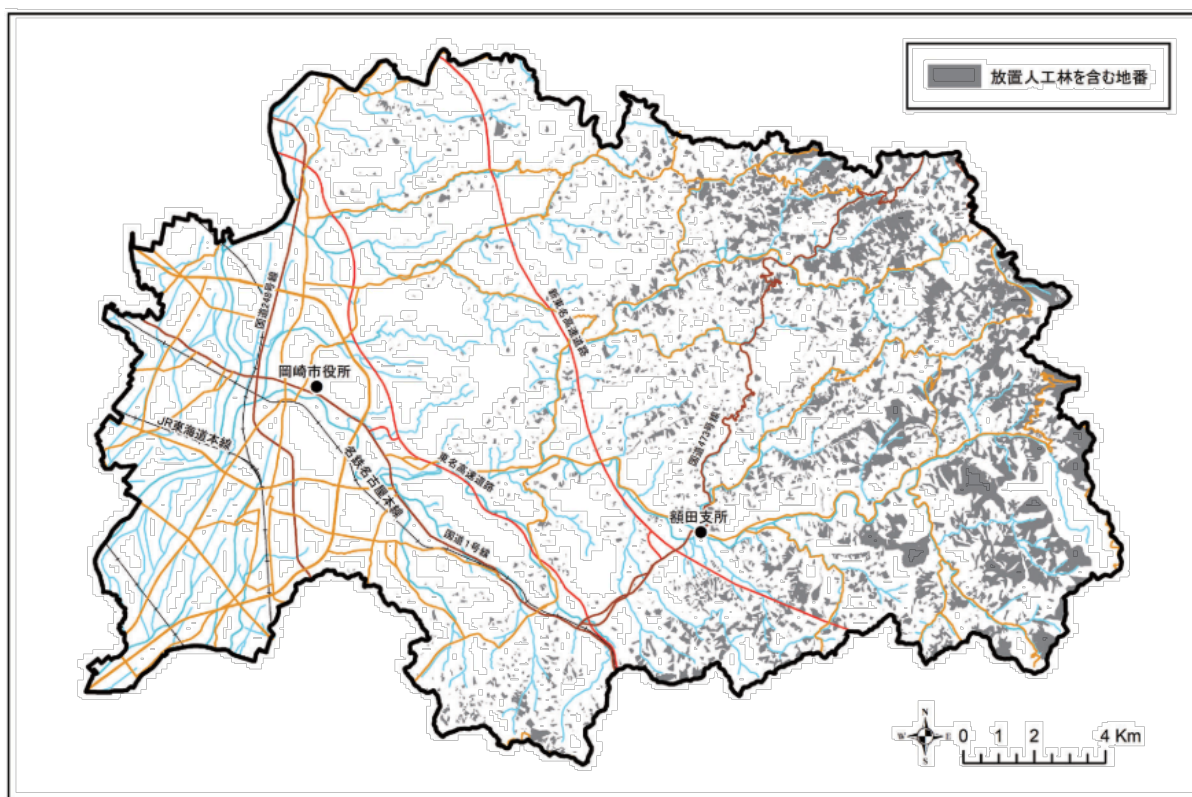
前項で推定した放置人工林範囲と地番図を重ね合わせ、放置人工林を含む地番について設定しました。その際、微小な重なりによる過抽出を防ぐため地番面積に対して30%未満の重なりは除外しました。放置人工林を含む地番の面積について GIS ソフトで計算した結果、4,358ha と算出されました。



【放置人工林と地番図の重ね合わせ】



【放置人工林を含む地番】



【放置人工林を含む地番】

参考資料2 用語集

あ行

ICT（あいしーていー）

「Information and Communication Technology」（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）の略で、「情報通信技術」のこと。

入会林野（いりあいりんや）

集落等一定地域の住民が、昔からの「きまり」や「おきて」等の慣習に従って、用材や薪炭用の木材、牛や馬の飼料とする草等を採るために使っていた山林。

枝打ち（えだうち）

節のない木材の生産、下層植生の成長促進、病虫害の防止や雪害の防止を目的に、樹木下部の枝を切り落とす作業。

か行

拡大造林（かくだいそうりん）

昭和 30 年代から行われた、天然林をスギ・ヒノキ人工林に転換する施策。

カシノナガキクイムシ

ナラ、カシ類を枯らす伝染病である「ナラ枯れ」（⇒参考－16）を引き起こす体長 5mm 程度の昆虫。産卵のためにナラ・カシ類等の幹に穴を開けて侵入する際に、体に保持していた「ナラ菌」を幹内に持ち込む。

刈敷（かりしき）

山野の草や柴を刈り、田に緑肥として敷き込むこと。また、その草や柴。

間伐（かんばつ）

樹木が成長するにつれて森林内が混み合い、樹木の健全な成長が妨げられるのを防ぐために行う、樹木の一部を抜き切りし、本数を調整する作業。適切に間伐が行われた森林では、土壌の流亡が起きにくく、洪水や渇水が緩和され、また、林内に光が多く差し込むようになるため、地面に草木が育ち、多様な生物を育む豊かな自然環境が形成される。

揮発性物質（きはつせいぶっしつ）

常温常圧で容易に空気中に揮発する物質。

強度間伐（きょうどかんばつ）

一般的に、間伐（⇒参考－8）を行う割合が、本数で 40%以上であるもの。

共有林（きょうゆうりん）

複数人により共有されている私有林。村持山、入会林野（⇒参考－8）とも言う。

郡有林（ぐんゆうりん）

郡が所有している・していた森林。

経営管理権集積計画（けいえいかんりけんしゅうせきけいかく）

森林経営管理制度において、市町村が経営管理を行うべきと判断した森林をとりまとめるときに作成する計画です。森林所有者がこの計画に同意した後、公告・縦覧することによって森林の経営管理をする権利が市町村に設定される。

経済林（けいざいりん）

木材生産を主目的として管理される森林。

高性能林業機械（こうせいのりんぎょうきかい）

作業効率が高く、作業者の負担を軽くすることができる林業機械。

国有林（こくゆうりん）

国が所有者である森林。林野庁所管のものが大半を占めるが、自衛隊の演習場等、他省庁の所管地も含まれる。

さ行

財産区（ざいさんく）

地方自治法に基づいて、市区町村の一部を財産として所有するために作られた特別地方公共団体の一つ。

サウンディング型市場調査（さうんでいんぐがたしじょうちょうさ）

事業発案段階や事業化段階において、事業内容や事業スキーム等に関して、直接の対話により民間事業者の意見や新たな提案の把握等を行うことで、対象事業の検討を進展させるための情報収集を目的とした手法である。また、対象事業の検討の段階で広く対外的に情報提供することにより、当該事業への民間事業者の参入意欲の向上を期待するものである。

資料編

作業システム（さぎょうしすてむ）

樹木を伐採し、伐採木を作業場所や林道脇まで寄せ集める「集材」から、用途に応じた長さに切り分ける「造材」までの一連の作業のこと。個々の作業で用いる機械や、集材方法によって様々な作業システムがある。

作業道（さぎょうどう）

森林整備の作業を行うために作られる、道幅（幅員）3m 程度の簡易で安定した構造の道路。大型トラックが通行可能。

里山林（さとやまりん）

都市から比較的近いエリアで、薪や炭に用いる木の伐採、きのこや落葉の採取等で地域住民に利用されてきた森林。

サプライチェーン

商品が消費者に届くまでの「原料調達」に始まり「製造」「在庫管理」「物流」「販売」等を通じて消費者の手元に届くまでの一連の流れのこと。

砂防法（さぼうほう）

1897(明治 30) 年制定。山地からの土砂流出による下流の洪水を防ぐため、また、土砂流出による直接的な災害を防止するために、砂防指定地を指定し、行為の規制を行うとともに砂防工事を実施することを目的とする。

GIS（じーあいえす）

位置に関する様々な情報を持ったデータの加工・管理や、地図の作成や高度な分析等を行うシステム技術。複数のデータを地図上で重ね合わせ、視覚的に判読しやすい状態で表示できるため、分析結果の判断や管理を容易に行うことができる。

CSR（しーえすあーる）

CSR とは、「Corporate Social Responsibility」の略語で、日本語に訳すと「企業の社会的責任」という意味。一般的には、収益を求めるだけでなく、環境活動、ボランティアなど、企業としての社会貢献活動のことを指す。

自走式搬機（じそうしきはんき）

架線（ワイヤロープ）を使って切り出した木材を一箇所に集める際に用いる機械の一つ。搭載されたエンジンを動力として架線上を走行する。

自動枝打機（じどうえだうちき）

枝打ち（⇒参考－8）を行う機械。ガソリンエンジン、小型チェーンソーと斜めに配置した車輪を持つ。幹の回りを低速度でらせん状に登り、その途中にある枝をチェーンソーで切り落とす。

集材機（しゅうざいき）

伐倒した木材を架線につり下げて道路まで運び出すための機械。急傾斜地において林道の開設が困難な場所で、長距離の集材に適する。（※（社）林業機械化協会 HP より引用）

私有林（しゅうりん）

個人や法人等が所有する森林。

主伐（しゅばつ）

利用できる時期に達した林木を伐採すること。通常、伐採した後に植林を行う。

正角（しょうかく）

断面が一辺 75mm 以上の正方形の角材。

小規模林業（自伐型林業）（しょうきぼりんぎょう(じばつがたりんぎょう)）

主に家族等の自家労働力によって小規模に木材を伐採・搬出する林業のこと。近年、農山村への移住者が山林を自家所有せずに行う小規模林業を含むことも増えたため、自伐型林業とも呼ばれる。

照葉樹林（しょうようじゅりん）

光沢の強い深緑色の葉を持ち、冬でも落葉しない常緑広葉樹からなる森林。

蒸発散（じょうはっさん）

液体の表面から気化が起こる現象（蒸発）と、植物の葉から大気中へ水蒸気が放出される現象（蒸散）が合わさったもの。

針広混交林（しんこうこんこうりん）

針葉樹と広葉樹とが混ざり合った森林。

人工林（じんこうりん）

人工造林（苗木の植栽、種子の播き付け、挿し木等の人為的な方法）によりつくられた森林。

資料編

薪炭林（しんたんりん）

薪や木炭の生産を目的とする森林。

森林環境譲与税（しんりんかんきょうじょうよぜい）

喫緊の課題である森林整備に対応するため、「森林経営管理制度」の導入時期も踏まえ、2019(令和元年)年度から開始され、市町村や都道府県に対して、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で按分して譲与されている。

市町村や都道府県それぞれの地域の実情に応じて森林整備及びその促進に関する事業を幅広く弾力的に実施するための財源として活用される。

森林組合（しんりんくみあい）

森林所有者が出資して設立した協同組合。組合員が所有する森林の経営に関する相談、組合員の委託による森林施業（⇒参考－12）や木材の販売等を行っている。

森林経営管理制度（森林経営管理法）

（しんりんけいえいかんりせいど(しんりんけいえいかんりほう)）

経営管理を行う必要があると考えられる森林について、市町村が森林所有者の意向を確認後、森林所有者の委託を受け、民間の林業経営者に再委託するなどにより、林業経営と森林の管理を実施する制度。

森林経営計画（しんりんけいえいけいかく）

「森林所有者」又は「森林の経営の委託を受けた者」が、自らが森林の経営を行う一体的なまとまりのある森林を対象として、森林の施業及び保護について作成する計画。

森林サービス産業（しんりんさーびすさんぎょう）

山村の活性化に向けた「関係人口」の創出・拡大のため、森林空間を健康、観光、教育等の多様な分野で活用する新たなサービス産業。

人口減少・高齢化社会の到来を迎え、「地方創生」は政府を挙げて取り組む喫緊の課題である中で、「林業の成長産業化」とともに、豊かな価値を有する森林空間を利用し山村地域の新たな雇用と収入機会を生み出すことが期待される「森林サービス産業」が車の両輪となり、山村振興・地方創生に向けて取り組まれることが期待されている。

森林施業（しんりんせぎょう）＝施業（せぎょう）

木材生産を目的とする森林を育てるために行う作業。例えば、間伐（参考－8）や枝打ち（参考－8）等がある。

森林認証（しんりんにんしょう）

環境保全の点から見て適切で、社会的な利益にかなう、経済的にも継続可能な森林管理がなされているかどうかを審査された認証。

森林の公益的機能（しんりんのこうえきてききのう）

水源涵（かん）養（⇒参考－13）、土砂災害防止、自然環境の保全、地球温暖化の防止等の働き。

森林法（しんりんほう）

1897(明治 30)年制定、1951 年（昭和 26）年改正。森林計画、保安林（⇒参考－17）その他の森林に関する基本的事項を定め、森林の保続培養と森林生産力の増進を図り、国土の保全と国民経済の発展に資することを目的とする。

水源涵（かん）養機能（すいげんかんようきのう）

豪雨時に河川水量を軽減させ、洪水を抑制するとともに、無降雨時にも水量を安定的に供給し、渇水を緩和する機能。

スイングヤーダ

高性能林業機械（⇒参考－9）の一種。油圧ショベルに集材用ウインチを搭載し、旋回可能なアームを持つ集材機。架線による集材を行うことができる。

末口（すえくち）

丸太等の細い方の端。

スマート林業（すまーとりんぎょう）

地理空間情報やインターネット等を活用した最先端技術を林業に活用することをいい、林業従事者の減少や高齢化の問題を解消するための手法として注目されている。

施業（せぎょう）＝森林施業（しんりんせぎょう）

素材（そざい）

薪炭材及びしいたけ原木を除く丸太。用材として利用される。

素材生産（そざいせいさん）

現場で素材（⇒参考－13）に加工して、原木市場や製材工場まで運搬し販売すること。

資料編

村有林（そんゆうりん）

民有林（⇒参考－18）のうち、村が所有する森林。

た行

大径材（たいけいざい）

最小径が 30cm 以上の丸太。

玉切り（たまぎり）

切り倒した木を、用途に応じた長さに切り分けること。

団地化（だんちか）

所有者が異なる森林を、一つの施業箇所としてまとめること。小面積の森林を取りまとめることで、効率良く作業を行うことができる。

地域森林計画（ちいきしんりんけいかく）

「全国森林計画」に即し、都道府県知事が 5 年ごとに立てる 10 年間の計画で、森林計画区内の民有林（⇒参考－18）の整備目標や基本的事項等について定めるとともに、市町村が立てる「市町村森林整備計画」の規範となる計画。

蓄積（ちくせき）

樹木の幹部分の体積。

地上権（ちじょうけん）

工作物や竹木を所有するために、他人の土地を使用する権利のこと。

チップ

木材を細かく砕いた小片。紙の原料や家畜の飼料、燃料等に使う。

中丸太（ちゅうまるた）

直径が 14～30cm の丸太。建築材等に使われる。

長伐期施業（ちょうばつきせぎょう）

通常主伐を行う林齢の 2 倍以上の林齢で主伐（⇒参考－11）を行う森林施業方法。例えば、スギの場合は 80 年生以上で主伐する。

鎮守の森（ちんじゅのもり）

神社に付随して参道や拝所を囲むように設定・維持されている森林。

積込機（つみこみき）

アームの先にグラップル装置を付けた作業機。グラップルローダ。

デュアルワーク

働き方改革の中で、新たな働き方のひとつとして注目されている、デュアル（二つの、二重）とワーク（働く）を足した造語で、二つの地域や二つの企業、二つの職種で仕事をするという新しい働き方。

テレワーク

情報通信技術（ICT）を活用し時間や場所の制約を受けずに、柔軟に働く形態をいう。「tele = 離れた所」と「work = 働く」をあわせた造語。在宅勤務、モバイルワーク、リモートワーク、フレキシブルワークプレイスとも呼ばれる。

天然林（てんねんりん）

天然更新（主に自然の再生力によって次世代の樹木を発生させる方法）により成り立っている森林。

特用林産物（とくようりんさんぶつ）

ウルシやきのこ、山菜等、森林から生産される木材以外の産物。

土砂崩れ（どしゃくずれ）

集中豪雨や地震等によって不安定になった斜面が崩れ落ちる現象。崩れる深さによって浅層崩壊と深層崩壊に分けられる。

土砂流出防備（どしゃりゅうしゅつぼうび）

下流に重要な保全対象がある地域では、土砂流出の著しい地域や崩壊。流出のおそれがある区域においては、林木及び地表植生その他の地被物の直接間接の作用によって、林地の表面侵食及び崩壊による土砂の流出を防止すること。

土砂崩壊防備（どしゃほうかいぼうび）

崩落土砂による被害を受けやすい道路、鉄道その他の公共施設等の上方斜面等において、主として林木の根系の緊縛その他の物理的作用によって林地の崩壊の発生を防止すること。

土壌緊縛力（どじょうきんばくりょく）

樹木の根系が持っている、土壌層をつなぎ止める力。

資料編

トレーサビリティ

食品の生産、加工、流通などの各段階で、原材料の出所や製造元、販売先などの記録を記帳・保管し、食品とその情報を追跡できるようにすること。農水産物でも全国で導入が進んでいる。

な行

ナラ枯れ（ならがれ）

ナラ類（コナラ、ミズナラ等）やシイ・カシ類の大量枯死のこと。カシノナガキクイムシ（⇒参考－8）が病原菌を伝播することにより起こる、樹木の伝染病。

ノマドワーク

ノートパソコン、スマートフォン、タブレット端末などを使い、Wi-Fi 環境のある喫茶店など、通常のオフィス以外のさまざまな場所で仕事をする働き方。

は行

バイオマス

生物由来の資源のうち、石油等の化石資源を除いたものであり、木材のほか、ナタネやダイズ等の農作物、家庭ごみ、建築廃材や古紙等がある。

伐期（ばっき）

主伐（⇒参考－11）が予定される時期。

パラレルキャリア

現在の仕事以外の仕事を持つことや、非営利活動に参加すること。

軸足はあくまで本業の会社におき、社外活動であっても何らかの形で本業に結びつけることを意識し、社外との関わりを作ること。

搬出（はんしゅつ）

林内から玉切り（⇒参考－14）等の作業を行うことができる場所まで、伐採した木を運び出すこと。

搬出路（はんしゅつろ）

林内走行車の通行を想定した、幅員 2～3m の簡易な道。

半林半X（はんりんはんえつくす）

持続可能な林業を営みながら、その他を好きなことややりがいの持てる仕事に充てるライフスタイル（生き方、暮らし方）のこと。X の部分には各々の生きがいとなるようなものを当てはめる。

フィトンチッド

植物が作り出す揮発性物質（⇒参考－8）。

フォワーダ

高性能林業機械（⇒参考－9）の一種。木材を荷台に積み運搬する集材専用の機械。

不在村森林所有者（ふざいそんしんりんしょゆうしゃ）

所有する森林の所在地とは別の市町村に住んでいる個人または法人。

プロセッサ

高性能林業機械（⇒参考－9）の一種。枝葉が付いた状態で集められた木の枝を払い、幹の長さを測り、用途に応じた長さに切り分ける作業を連続して行うことができる。

プロボノ

各分野の専門家が、職業上持っている知識やスキルを無償提供して社会貢献するボランティア活動全般。

ペレット

おが粉や鉋くず等を圧縮して長さ 1～5cm 程度の小さな円筒状にしたもの。ストーブやボイラーの燃料として使用される。材料としては木材のほか、樹皮、稲わらや麦わら等の草、竹・ササ等がある。

保育（ほいく）

植栽した木の成長を促すために行う作業のこと。苗木の生育を妨げる雑草等を刈り払う「下刈り」や、植栽木の生育を妨げる他の樹木を伐採する「除伐」等がある。

保安林（ほあんりん）

土砂流出防備（⇒参考－15）、土砂崩壊防備（⇒参考－15）、水源涵（かん）養（⇒参考－13）や保健休養等の公共的な目的を達成するため、農林水産大臣または都道府県知事によって指定される森林。保安林内では、樹木の伐採のほか、地面の掘り起こし等の土地の形質変更が制限される。

ま行

マツ枯れ（まづがれ）

マツノザイセンチュウという線虫によって引き起こされるマツ類の集団枯死のこと。マツノマダラカミキリによってマツノザイセンチュウがマツの幹内に入ると、幹内で水を吸い上げることができなくなり枯死に至る。

資料編

松くい虫（まつくいむし）

マツ枯れ（⇒参考－17）を引き起こす線虫であるマツノザイセンチュウを運ぶマツノマダラカミキリ。

緑のダム機能（みどりのだむきのう）

雨として降った水を土壤に貯め、ゆっくりと流すことで洪水、渇水を緩和する働きをする森林の機能。森林の土壤はスポンジのように隙間が多いため、降雨時には土壤中に大量の水を蓄え、降雨後に徐々に放出することができる。

民有林（みんゆうりん）

国有林（⇒参考－9）以外の森林。個人、会社、社寺等が所有する「私有林」と、都道府県、市町村等が所有する「公有林」とがある。

無立木地（むりゅうぼくち）

樹木が生立していない林分のことで、地域森林計画（⇒参考－14）では、樹冠（樹木の枝葉が覆っている部分）を投影した面積が 30%未満の林地と定義されている。

ら行

リモートセンシング

離れた位置から遠隔からセンサーを使って感知することやその手法・技法・技術のこと。狭義的な用法で、人工衛星や航空機などから地球の表面付近を観測する技術を指すことが多い。

リモートワーク

会社から離れた場所で働くという、オフィスには行かずに自宅で業務を行うこと。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、リモートワークを導入する企業が増加している。中でも単独で働ける、成果が測りやすい、場所による制約がないという条件を満たす職種にリモートワークを導入する傾向にある。

林道（りんどう）

森林の整備や木材を主とする林産物の搬出等を目的として森林内に作られた道路。一般的には自動車道を指す。

林内作業車（りんないさぎょうしゃ）

集材を目的とした自走用の機械。

林内路網（りんないろもう）

路網（⇒参考－19）のうち、林地内にあるもの。

齡級（れいきゅう）

森林の年齢（「林齢」という）の表し方の一つ。1～5 年生までを 1 齡級、6～10 年生までを 2 齡級、以下同様に 5 年生ごとのまとまりを単位とする。

レッドデータリスト

環境省が、日本で絶滅のおそれのある野生生物種について、それらの生息状況等を取りまとめたもの。

路網（ろもう）

林道、作業道、搬出路、保安林管理道及び市町村道のこと。

わ行

ワーケーション

「ワーク」（労働）と「バケーション」（休暇）を組み合わせた造語で、観光地やリゾート地でテレワーク（リモートワーク）を活用し、働きながら休暇をとる過ごし方。在宅勤務やレンタルオフィスでのテレワークとは区別される。働き方改革と新型コロナウイルス感染症の流行に伴う「新しい日常」の奨励の一環として位置付けられる。

参考資料3 ビジョン改訂体制

本ビジョンの改訂にあたっては、幅広い見地から施策や取組等について議論するために、学識者、森林・林業関係者、公募市民から選ばれた10名の委員と、行政の関連部局職員であるオブザーバー2名から構成される「岡崎市森づくり協議会」を設置しました。また、2020年度(令和2年度)には、個別施策の検討のため川上側と川中・川下側に分かれた分科会を実施しました。

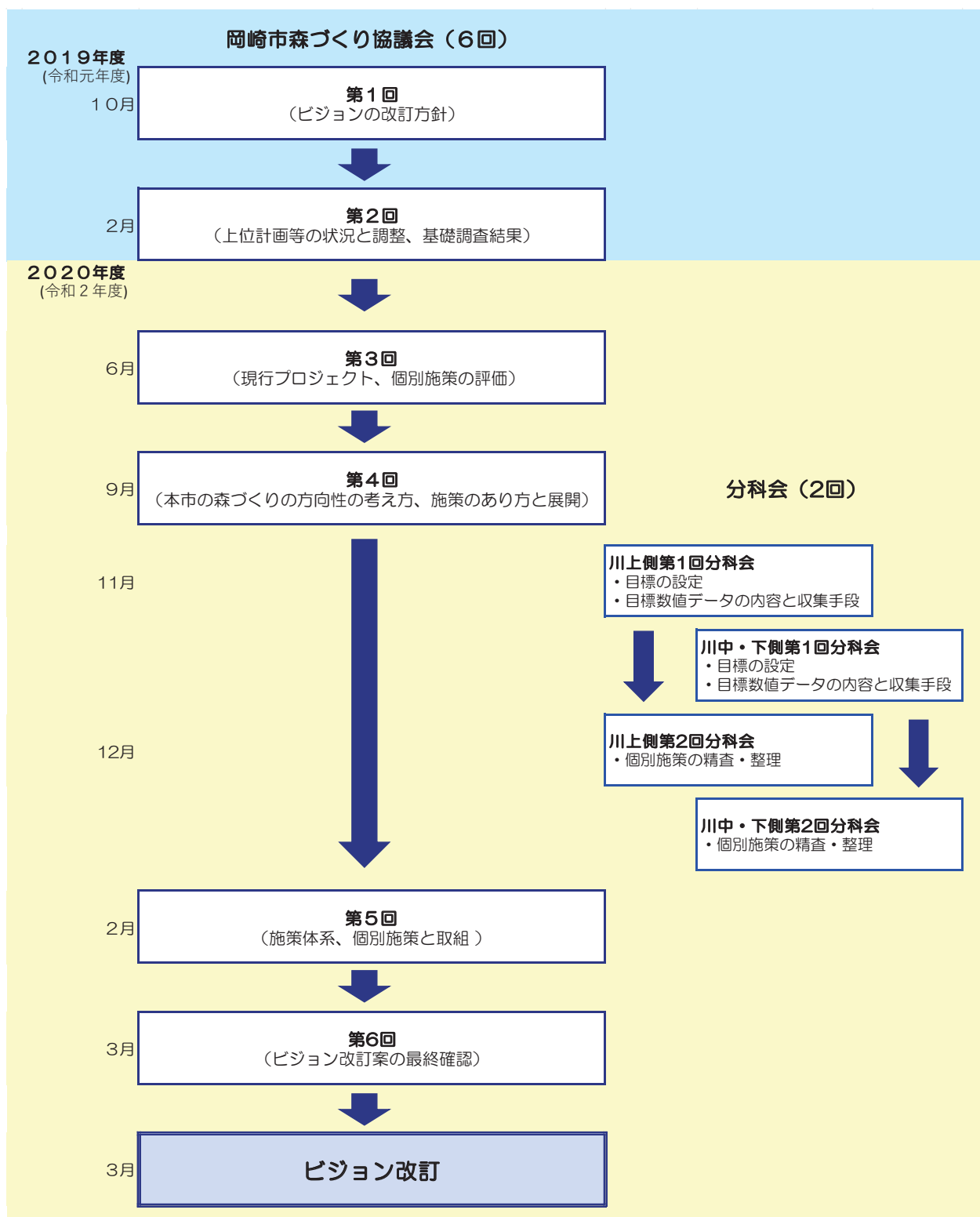
3-1 岡崎市森づくり協議会の構成員（敬称略）

区分		氏名	所属等
会長		北川 勝弘	元名古屋大学 教授
副会長		蔵治 光一郎	東京大学教授
		山崎 真理子	名古屋大学准教授
委員		眞木 宏哉	岡崎森林組合代表理事組合長
		平木 教男	額田林業クラブ会長
		小原 淳	西三河林材団体連合会 会長 小原木材株式会社 代表取締役社長
		今泉 三恵子	岡崎市ぬかた商工会 経営指導員
		唐澤 萌	林業者
		鶴田 和男	公募市民
		小串 重治	公募市民
オブザーバー	2019年度 (1～2回)	酒向 邦夫	林野庁中部森林管理局愛知森林管理事務所長
		藤野 繁春	愛知県西三河農林水産事務所林務課長
	2020年度 (3～6回)	酒向 邦夫	林野庁中部森林管理局愛知森林管理事務所長
		鈴木 伸彦	愛知県西三河農林水産事務所林務課長

3-2 分科会の構成員（敬称略）

分科会	氏名	所属等
川上側分科会	蔵治 光一郎	東京大学教授
	眞木 宏哉	岡崎森林組合代表理事組合長
	平木 教男	額田林業クラブ会長
	唐澤 萌	林業者
	鶴田 和男	公募市民
川中・川下側分科会	山崎 真理子	名古屋大学准教授
	小原 淳	西三河林材団体連合会 会長 小原木材株式会社 代表取締役社長
	今泉 三恵子	岡崎市ぬかた商工会 経営指導員
	唐澤 萌	林業者
	小串 重治	公募市民

3-3 ビジョン改訂の流れ



岡崎市森林整備ビジョン

平成23年3月 策定

令和 3年3月 改訂

発 行：岡崎市

お問合せ先：経済振興部森林課

〒444-3696 愛知県岡崎市榎山町字山ノ神 21 番地 1

TEL (0564) 82-4123

FAX (0564) 82-4124